

## ○大分県屋外広告物条例

昭和三十九年七月七日  
大分県条例第七十一号

大分県屋外広告物条例をここに公布する。

大分県屋外広告物条例

大分県屋外広告物条例(昭和三十六年大分県条例第十八号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(平一七条例二八・一部改正)

(広告物のあり方)

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(平一七条例二八・一部改正)

(禁止地域等)

第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

二 景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

三 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

四 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園の区域。ただし、知事が指定する区域を除く。

五 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域

六 大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号)第四条の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同条例第三十五条の規定により指定された地域

七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域

八 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

九 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定により指定された保存樹林のある地域

十 道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)で知事が指定する区間

十一 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域

十二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成十五年政令第百六十二号)第二条各号に規定する公園又は緑地の区域

十三 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

十四 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

十五 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

十六 古墳、墓地及び火葬場

十七 その他知事が特に指定する地域又は場所

(昭四五条例三〇・昭四九条例一七・平八条例一七・平一一条例三六・平一七条例二八・一部改正)

(禁止物件)

第四条 次に各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯

二 石垣、擁壁の類

三 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹及びその支柱

四 信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

五 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの

六 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら

七 郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス

八 送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔

九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

十 銅像、神仏像及び記念碑の類

十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

十二 その他知事が特に指定する物件

2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第五号に掲げるものを除く。)には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。  
(昭四六条例九・平一七条例二八・一部改正)

(許可)

第五条 前二条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(平一七条例二八・全改)

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は適用しない。

一 法令の規定により表示する広告物又はこの掲出物件

二 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこの掲出物件

三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

2 次の各号に掲げる広告物又はこの掲出物件については、第三条及び前条の規定は適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

三 冠婚葬祭又は祭札等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件

四 講演会、展覧会、音楽会等のための会場の敷地内に表示する広告物又はこの掲出物件

五 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物

六 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

3 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条第一項の規定は適用しない。

一 第四条第一項第二号、第八号、第九号又は第十一号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、第四条第一項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

三 前二号に掲げる掲出物件

4 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第五条の規定は適用しない。

5 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこの掲出物件で、第二項第一号に該当するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件(第一項第二号に該当する広告物又はこれを掲出する物件を除く。)については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第三条から前条までの規定は適用しない。

(昭四九条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(経過措置)

第七条 第三条第一号、第五号、第六号、第七号及び第九号に該当する地域又は場所について主務官庁の指定が新たに行われた際、当該指定のあつた地域(同条第一号ただし書に該当する区域を除く。)又は場所に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件につい

ては、当該指定の日から三年間は、同条の規定は適用しない。

2 第三条又は第四条第一項の規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から三年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、これらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(昭四六条例九・平八条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(禁止広告物)

第八条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 二 著しく破損し、又は老朽したもの
- 三 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 五 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(平一七条例二八・一部改正)

(許可の期間及び条件)

第九条 知事は、第五条又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、三年を超えることができない。

3 知事は、この条例の規定による許可を受けた者の申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(平八条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(変更等の許可)

第十条 第五条又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(平一七条例二八・一部改正)

(許可の基準)

第十一条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、許可することができる。

(平一七条例二八・一部改正)

(許可の表示)

第十二条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票をはりつけておかななければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、許可の期間を明示したものでなければならない。

(平一七条例二八・一部改正)

(管理義務等)

第十三条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(平一七条例二八・一部改正)

(除却義務等)

第十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了し、若しくは第十六条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第七条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、規則の定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平一七条例二八・一部改正)

(許可の取消し)

第十五条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、許可を取り消すことができる。

- 一 第九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第十条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 二 第十条第一項の規定に違反したとき。
- 三 次条第一項の規定による知事の命令に違反したとき。
- 四 いつわりの申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(平一七条例二八・旧第十六条繰上・一部改正)

(違反に対する措置)

第十六条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(平一七条例二八・追加)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第十七条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- 三 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(平一七条例二八・全改)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第十七条の二 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間(法第八条第三項第一号に規定する広告物については、二日間)、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の規定により掲示された広告物又は掲出物件のうち法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第十七条の六において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大分県報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第十七条の三 法第八条第三項の規定による条例で定める保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平一七条例二八・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續)

第十七条の四 法第八条第三項の規定による条例で定める保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

(平一七条例二八・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第十七条の五 法第八条第三項各号の規定による条例で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間

(平一七条例二八・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第十七条の六 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平一七条例二八・追加)

(立入検査等)

第十八条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平一七条例二八・一部改正)

(処分、手続等の効力の承継)

第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(平一七条例二八・一部改正)

(管理者の設置)

第二十条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、法第十条第二項第三号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(管理者等の届出)

第二十条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第一項の規定により管理する者を置いたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平一七条例二八・旧第二十条繰下・一部改正)

(告示)

第二十一条 知事は、第三条若しくは第四条第一項の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

(昭四九条例一七・旧第二十五条繰上・一部改正、平一七条例二八・一部改正)

(手数料)

第二十二条 この条例の規定による許可(許可の更新を含む。)を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第六条の届出を行つた政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可(許可の更新を含む。)を受けようとするときは、この限りでない。

(昭四九条例一七・旧第二十六条繰上・一部改正、平一七条例二八・一部改正)

(屋外広告業の登録)

第二十三条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平一七条例二八・全改)

(登録の申請)

- 第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
- 一 商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 大分県の区域(大分市の区域を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
  - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
  - 五 第二号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第二十三条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
  - 3 登録申請者は、大分県使用料及び手数料条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(登録の実施)

- 第二十三条の三 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 一 前条第一項各号に掲げる事項
  - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(登録の拒否)

- 第二十三条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十三条の二の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 第二十六条の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
  - 二 屋外広告業者(第二十三条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第二十六条の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
  - 三 第二十六条の二第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - 六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの
  - 七 第二十三条の二第一項第二号の営業所(以下「営業所」という。)ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なくその理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(登録事項の変更の届出)

- 第二十三条の五 屋外広告業者は、第二十三条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
  - 3 第二十三条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(平一七条例二八・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第二十三条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(廃業等の届出)

第二十三条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 大分県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平一七条例二八・追加)

(登録の抹消)

第二十三条の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第二十六条の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(講習会)

第二十四条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 第一項の講習会を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例で定めるところにより講習手数料を納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭四九条例一七・追加、平一七条例二八・一部改正)

(業務主任者の設置)

第二十五条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 前条第一項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するところを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第二十五条の三に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(昭四九条例一七・追加・平四条例三一・平九条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(標識の掲示)

第二十五条の二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(帳簿の備付け等)

第二十五条の三 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第二十六条 知事は、大分県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行う

ことができる。

(昭四九条例一七・追加、平一七条例二八・一部改正)

(登録の取消し等)

第二十六条の二 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十三条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第二十三条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(平一七条例二八・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第二十六条の三 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める場所に備え付け、一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(報告及び検査)

第二十六条の四 知事は、大分県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一七条例二八・追加)

(審議会)

第二十七条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、大分県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見をきかなければならない。

一 知事が第三条又は第四条第一項の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

二 第六条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号並びに第十一条第一項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

三 第十一条第二項の規定による許可をしようとするとき。

3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

(昭四九条例一七・旧第二十一条繰下、平一七条例二八・一部改正)

(組織)

第二十八条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

一 県議会議員

二 関係行政機関の長(又はその指名する職員)

三 学識経験者

四 広告業者

3 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭四九条例一七・旧第二十二条繰下、平一七条例二八・一部改正)

(会長)

第二十九条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(昭四九条例一七・旧第二十三条繰下)

(会議)

第三十条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員のうちその議事について直接利害関係を有する者は、議決に参加することができない。

(昭四九条例一七・旧第二十四条繰下)

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 二 不正的手段により第二十三条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第二十六条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

(平一七条例二八・追加)

第三十二条 第十六条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(昭四九条例一七・旧第二十七条繰下、平四条例三一・平一七条例二八・一部改正)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条から第五条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- 二 第十条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- 三 第十四条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- 四 第二十三条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十五条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

(昭四九条例一七・旧第二十八条繰下・一部改正、平四条例三一・平一七条例二八・一部改正)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第二十六条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平一七条例二八・全改)

(両罰規定)

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条の二から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(昭四九条例一七・旧第三十条繰下、平一七条例二八・一部改正)

第三十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十三条の七第一項の規定による届出を怠つた者
- 二 第二十五条の二の規定による標識を掲げない者
- 三 第二十五条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(平一七条例二八・追加)

(適用上の注意)

第三十六条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(昭四九条例一七・追加)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の大分県屋外広告物条例の規定により許可を受けて、現に存在する広告物又は広告物を掲出する物件については、その許可期間に限り、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、この条例の施行により新たに広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することについて許可を必要とする地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を提出する物件については、この条例の施行の日から一年間は、第五条の規定は適用しない。その期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 4 この条例の施行の際、この条例の施行により新たに広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することを禁止された地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から一年間は、第三条及び第四条の規定は適用しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四十二年条例第一六号)

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年条例第九号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第一七号)

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の大分県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第二十三条及び第二十五条の規定は、この条例の施行の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 新条例第二十三条の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者は、同条の施行の日から三十日間は、同条第一項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。
- 3 知事は、昭和四十九年四月一日から起算して九十日以内に新条例第二十四条に規定する講習会を開催しなければならない。

附 則(昭和五六年条例第四〇号)

この条例は、昭和五十六年十月十二日から施行する。

附 則(平成四年条例第三一号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第九条第二項の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成八年六月二十四日(同日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、この条例による改正前の大分県屋外広告物条例第三条第一号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成九年条例第一七号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第三六号)抄

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第四八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中大分県地方行政機関設置条例第二条第二項の表の大分県税事務所の項の改正規定、同条例第三条の表の大分福祉事務所の項の改正規定、同条例第四条の表の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。)並びに同条例第五条及び第七条第二項の表の改正規定(「北海部郡、」を削る部分に限る。)、第三条中大分県地方振興局設置条例第二条第一項の表の改正規定(「北海部郡 臼杵市」を「臼杵市」に改める部分に限る。)及び同条第二項の表の改正規定(「北海部郡」を削る部分に限る。)、第四条中大分県の事務処理の特例に関する条例別表第一の十一の項の改正規定並びに十三の項及び十四の項の改正規定(「、三重町」を削る部分を除く。)、第五条中職員のへき地手当等に関する条例別表第一の小学校の部の第一級学校の款の大分郡の項の改正規定及び同款の日田市の項の前に次のように加える改正規定(大分市に係る部分に限る。)、同部の第二級学校の款の大野郡の項を削る改正規定及び同款の臼杵市の項の改正規定並びに同部の第三級学校の款の大野郡の項を削る改正規定及び同款に次のように加える改正規定(臼杵市に係る部分に限る。)、第七条の規定、第九条中大分県地域農業改良普及センター条例別表の改正規定(「北海部郡、」を削る部分に限る。)、第十一条中大分県家畜保健衛生所条例別表一の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。)、第十四条中大分県県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第二条の表の大分県しあわせの丘の項の改正規定、大分県青少年の森の項の改正規定及び大分県平成森林公園の項の改正規定(「大分郡野津原町」を「大分市」に改める部分に限る。)、第十七条中大分県屋外広告物条例別表の改正規定(佐賀関町の項及び野津町の項を削る部分に限る。)、第十八条中大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例別表第一の改正規定(「

県営新地住宅	臼杵市大字江無田
--------	----------

」を「

県営新地住宅	臼杵市大字江無田
--------	----------

県営原口住宅	臼杵市野津町大字宮原
--------	------------

」に改める部分及び県営原口住宅の項を削る部分に限る。)、第二十条中大分県立学校の設置に関する条例別表の改正規定(「北海部郡佐賀関町」を「大分市」に、「

大分県立海洋科学高等学校	臼杵市大字諏訪二五四番地一の一
--------------	-----------------

」を「

大分県立海洋科学高等学校	臼杵市大字諏訪二五四番地一の一
--------------	-----------------

大分県立野津高等学校	臼杵市野津町大字野津市五三七番地一
------------	-------------------

」に改める部分及び大分県立野津高等学校の項を削る部分に限る。)、第二十一条の規定並びに第二十二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十四条の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。)、同条例別表第二の一の項の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。))並びに同表の二の項及び三の項の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。))並びに同条例別表第三の一の項の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。))及び同表の二の項の改正規定(「、北海部郡」を削る部分に限る。)) 平成十七年一月一日

- 二 第一条中大分県地方行政機関設置条例第二条第二項の表の中津県税事務所の項の改正規定、同条例第三条の表の宇佐福祉事務所の項の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。)、同条例第四条の表の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。))並びに同条例第五条及び第七条第二項の表の改正規定(「下毛郡、」を削る部分に限る。)、第三条中大分県地方振興局設置条例第二条第一項の表の改正規定(「下毛郡 中津市」を「中津市」に改める部分に限る。))及び同条第二項の表の改正規定(「西国東郡 下毛郡」を「西国東郡」に改める部分に限る。)、第五条中職員のへき地手当等に関する条例別表第一の小学校の部の第一級学校の款の下毛郡の項を削る改正規定及び同款の日田市の項の前に次のように加える改正規定(中津市に係る部分に限る。)、同部の第二級学校の款の下毛郡の項を削る改正規定及び同款の別府市の項の次に次のように加える改正規定並びに同部のへき地学校に準ずる学校の款の下毛郡の項を削る改正規定及び同款の別府市の項の次に次のように加える改正規定、第九条中大分県地域農業改良普及センター条例別表の改正規定(「下毛郡、」を削る部分に限る。)、第十一条中大分県家畜保健衛生所条例別表一の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。)、第十七条中大分県屋外広告物条例別表の改正規定(三光村の項、本耶馬溪町の項及び耶馬溪町の項を削る部分に限る。)、第十八条中大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例別表第一の改正規定(「

県営上宮永住宅	中津市大字上宮永
---------	----------

」を「

県営上宮永住宅	中津市大字上宮永
---------	----------

県営浜田住宅	中津市本耶馬溪町樋田
--------	------------

」に改める部分及び県営浜田住宅の項を削る部分に限る。)、第二十条中大分県立学校の設置に関する条例別表の改正規定(「下毛郡耶馬溪町」を「中津市耶馬溪町」に改める部分に限る。))並びに第二十二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十四条の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。)、同条例別表第二の一の項の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。))並びに同表の二の項及び三の項の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。))並びに同条例別表第三の一の項の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。))及び同表の二の項の改正規定(「、下毛郡」を削る部分に限る。)) 平成十七年三月一日

- 三 第一条中大分県地方行政機関設置条例第二条第二項の表の佐伯県税事務所の項の改正規定、同条例第三条の表の佐伯福祉事務所の項を削る改正規定、同条例第四条の表の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。))並びに同条例第五条及び第七条第二項の表の改正規定(「南海部郡、」を削る部分に限る。)、第三条中大分県地方振興局設置条例第二条第一項の表の改正規定(「南海部郡 佐伯市」を「佐伯市」に改める部分に限る。))及び同条第二項の表の改正規定(「南海部郡 佐伯市」を「佐伯市」に改める部分に限る。)、第五条中職員のへき地手当等に関する条例別表第一の小学校の部の第一級学校の款の南海部郡の項を削る改正規定及び同款の臼杵市の項の前に次のように加える改正規定、同部の第二級学校の款の南海部郡の項を削る改正規定及び同款の日田市の項の次に次のように加える改正規定、同部の第三級学校の款の南海部郡の項を削る改正規定及び同款に次のように加える改正規定(佐伯市に係る部分に限る。))並びに同部の第四級学校の款の南海部郡の項の改正規定並びに同表の中学校の部の第一級学校の款の南海部郡の項を削る改正規定及び同款の臼杵市の項の前に次のように加える改正規定並びに同部の第三級学校の款の南海部郡の項の改正規定並びに同条例別表第二の小学校の部の南海部郡の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定(佐伯市に係る部分に限る。))並びに同表の中学校の部の南海部郡の項の改正規定、第六条の規定、第九条中大分県地域農業改良普及センター条例別表の改正規定(「南海部郡、」

を削る部分に限る。)、第十一条中大分県家畜保健衛生所条例別表一の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。)、第十三条の規定、第十五条の規定、第十七条中大分県屋外広告物条例別表の改正規定(宇目町の項及び蒲江町の項を削る部分に限る。)並びに第二十二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十四条の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。)、同条例別表第二の一の項の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。))並びに同表の二の項及び三の項の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。))並びに同条例別表第三の一の項の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。))及び同表の二の項の改正規定(「、南海部郡」を削る部分に限る。))平成十七年三月三日

四 第一条中大分県地方行政機関設置条例第二条第二項の表の日田県税事務所の項の改正規定、同条例第三条の表の日田福祉事務所の項の改正規定、同条例第四条の表の改正規定(「、日田郡」を削る部分に限る。))並びに同条例第五条及び第七条第二項の表の改正規定(「日田郡、」を削る部分に限る。)、第三条中大分県地方振興局設置条例第二条第一項の表の改正規定(「日田郡 日田市」を「日田市」に改める部分に限る。))及び同条第二項の表の改正規定(「玖珠郡 日田郡」を「玖珠郡」に改める部分に限る。)、第五条中職員のへき地手当等に関する条例別表第一の小学校の部の第一級学校の款の日田郡の項を削る改正規定及び同款の日田市の項の改正規定、同部の第二級学校の款の日田郡の項を削る改正規定及び同款の日田市の項の改正規定並びに同部のへき地学校に準ずる学校の款の日田郡の項を削る改正規定及び同款の日田市の項の改正規定並びに同表の中学校の部の第一級学校の款の日田郡の項の改正規定及び同部の第二級学校の款の日田郡の項の改正規定、第九条中大分県地域農業改良普及センター条例別表の改正規定(「日田郡、」を削る部分に限る。)、第十一条中大分県家畜保健衛生所条例別表一の改正規定(「、日田郡」を削る部分に限る。)、第十七条中大分県屋外広告物条例別表の改正規定(天瀬町の項を削る部分に限る。))並びに第二十二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十四条の改正規定(「日田市」の下に「(天瀬町桜竹、赤岩、湯山及び合田の各一部で、公安委員会規則で定める地域を除く。))」を加える部分及び「、日田郡(天瀬町大字桜竹、大字赤岩、大字湯山及び大字合田の各一部で、公安委員会規則で定める地域を除く。))」を削る部分に限る。))、同条例別表第二の一の項の改正規定(「、日田郡」を削る部分に限る。))並びに同表の二の項及び三の項の改正規定(「日田市」の下に「(天瀬町桜竹、赤岩、湯山及び合田の各一部で、公安委員会規則で定める地域を除く。))」を加える部分及び「、日田郡(天瀬町大字桜竹、大字赤岩、大字湯山及び大字合田の各一部で、公安委員会規則で定める地域を除く。))」を削る部分に限る。))及び同表の二の項の改正規定(「日田市」の下に「(天瀬町桜竹、赤岩、湯山及び合田の各一部で、公安委員会規則で定める地域を除く。))」を加える部分及び「、日田郡(天瀬町大字桜竹、大字赤岩、大字湯山及び大字合田の各一部で、公安委員会規則で定める地域を除く。))」を削る部分に限る。))平成十七年三月二十二日

五 第一条中大分県地方行政機関設置条例第二条第二項の表の高田県税事務所の項の改正規定及び同表の竹田県税事務所の項の所管区域の欄の改正規定(「直入郡、」を削る部分を除く。))、同条例第三条の表の三重福祉事務所の項の改正規定及び宇佐福祉事務所の項の改正規定(「、宇佐郡」を削る部分に限る。))、同条例第四条の表の改正規定(「、大野郡」を削る部分、「杵築市」の下に「、豊後大野市」を加える部分及び「、宇佐郡」を削る部分に限る。))並びに同条例第五条及び第七条第二項の表の改正規定(「大野郡三重町」を「豊後大野市」に、「大野郡」を「豊後大野市」に改める部分及び「宇佐郡、」を削る部分に限る。))、第三条中大分県地方振興局設置条例第二条第一項の表の改正規定(「大野郡三重町」を「豊後大野市」に、「大野郡」を「豊後大野市」に改める部分及び「宇佐郡 宇佐市」を「宇佐市」に改める部分に限る。))及び同条第二項の表の改正規定(「大分郡 大野郡」を「大分郡」に改める部分、「杵築市」を「杵築市 豊後大野市」に改める部分及び「宇佐郡中津市」を「中津市」に改める部分に限る。))、第四条中大分県の事務処理の特例に関する条例別表第一の十三の項及び十四の項の改正規定(「、三重町」を削る部分に限る。))、第五条中職員のへき地手当等に関する条例別表第一の小学校の部の第一級学校の款の西国東郡の項の改正規定、同款の大野郡の項を削る改正規定、宇佐郡の項を削る改正規定、同款の豊後高田市の項の改正規定及び同款に次のように加える改正規定、同部の第二級学校の款の宇佐郡の項を削る改正規定及び同款に次のように加える改正規定並びに同部のへき地学校に準ずる学校の款の大野郡の項を削る改正規定、宇佐郡の項を削る改正規定及び同款に次のように加える改正規定並びに別表第二の小学校の部の大野郡の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定(豊後大野市に係る部分に限る。))、第八条の規定、第九条中大分県地域農業改良普及センター条例別表の改正規定(「大野郡三重町」を「豊後大野市」に、「大野郡」を「豊後大野市」に改める部分及び「宇佐郡、」を削る部分に限る。))、第十条の規定、第十一条中大分県家畜保健衛生所条例別表一の改正規定(「大野郡三重町」を「豊後大野市」に、「大野郡」を「豊後大野市」に改める部分及び「、宇佐郡」を削る部分に限る。))、第十二条の規定、第十四条中大分県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第二条の表の大分県平成森林公園の項の改正規定(「大野郡大野町大字藤北」を

「豊後大野市大野町藤北」に改める部分に限る。)及び同表の大分県神角寺展望の丘の項の改正規定、第十六条の規定、第十七条中大分県屋外広告物条例別表の改正規定(真玉町の項、香々地町の項、三重町の項、緒方町の項、朝地町の項、大野町の項、犬飼町の項及び安心院町の項を削る部分に限る。)、第十八条中大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例別表第一の改正規定(「豊後高田市大字新栄」を「豊後高田市新栄」に、「豊後高田市大字美和」を「豊後高田市美和」に、「豊後高田市大字森」を「豊後高田市森」に、「

県営小峰住宅	宇佐市大字四日市
--------	----------

」を「

県営小峰住宅	宇佐市大字四日市
県営北部住宅	宇佐市院内町御沓
県営大仏住宅	宇佐市安心院町大佛
県営津留前住宅	豊後大野市三重町芦刈
県営市原住宅	豊後大野市三重町玉田
県営菅尾住宅	豊後大野市三重町浅瀬
県営向田住宅	豊後大野市三重町本城
県営柳井田住宅	豊後大野市清川町砂田
県営下自在住宅	豊後大野市緒方町下自在
県営もみじヶ丘住宅	豊後大野市大野町田中
県営川北第二住宅	豊後大野市大野町田代
県営上津尾住宅	豊後大野市犬飼町下津尾
県営河島住宅	豊後大野市犬飼町下津尾

」に改める部分、県営津留前住宅の項、県営市原住宅の項、県営菅尾住宅の項、県営向田住宅の項、県営柳井田住宅の項、県営下自在住宅の項、県営もみじヶ丘住宅の項、県営川北第二住宅の項、県営上津尾住宅の項、県営河島住宅の項を削る部分並びに県営北部住宅及び県営大仏住宅の項を削る部分に限る。)、第十九条の規定、第二十条中大分県立学校の設置に関する条例別表の改正規定(「豊後高田市大字玉津」を「豊後高田市玉津」に改める部分、「大野郡三重町大字内田」を「豊後大野市三重町内田」に改める部分、「大野郡三重町大字秋葉」を「豊後大野市三重町秋葉」に改める部分、「大野郡緒方町大字下自在」を「豊後大野市緒方町下自在」に改める部分及び「宇佐郡安心院町大字折敷田」を「宇佐市安心院町折敷田」に改める部分に限る。)並びに第二十二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十四条の改正規定(「宇佐市」の下に「、豊後大野市」を加える部分、「、大野郡」を削る部分、「、玖珠郡」を「及び玖珠郡」に改める部分及び「及び宇佐郡」を削る部分に限る。)、同条例別表第二の一の項の改正規定(「宇佐市」の下に「、豊後大野市」を加える部分、「、大野郡」を削る部分、「、玖珠郡」を「及び玖珠郡」に改める部分及び「及び宇佐郡」を削る部分に限る。)並びに同表の二の項及び三の項の改正規定(「宇佐市」の下に「、豊後大野市」を加える部分、「、大野郡」を削る部分、「、玖珠郡」を「及び玖珠郡」に改める部分及び「及び宇佐郡」を削る部分に限る。)並びに同条例別表第三の一の項の改正規定(「宇佐市」の下に「、豊後大野市」を加える部分、「、大野郡」を削る部分、「、玖珠郡」を「及び玖珠郡」に改める部分及び「及び宇佐郡」を削る部分に限る。)及び同表の二の項の改正規定(「宇佐市」の下に「、豊後大野市」を加える部分、「、大野郡」を削る部分、「、玖珠郡」を「及び玖珠郡」に改める部分及び「及び宇佐郡」を削る部分に限る。)平成十七年三月三十一日

六 第一条中大分県地方行政機関設置条例第二条第二項の表の竹田県税事務所の項の所管区域の欄の改正規定(「直入郡、」を削る部分に限る。)、同条例第四条の表の改正規定(「、直入郡」を削る部分に限る。)並びに同条例第五条及び第七条第二項の表の改正規定(「直入郡、」を削る部分に限る。)、第二条の規定、第三条中大分県地方振興局設置条例第二条第一項の表の改正規定(「直入郡 竹田市」を「竹田市」に改める部分に限る。)及び同条第二項の表の改正規定(「直入郡 大分市」を「大分市」に改める部分に限る。)、第五条中職員のへき地手当等に関する条例別表第一の小学校の部の第一級学校の款の直入郡の項を削る改正規定及び同款の竹田市の項の改正規定並びに同表の中学校の部の第一級学校の款の直入郡の項を削る改正規定及び同款に次のように加える改正規定並びに同部のへき地学校に準ずる学校の款の直入郡の項を削り、同款に次のように加える改正規定並びに同条例別表第二の小学校の部の直入郡の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定(竹田市に係る部分に限る。)、第九条中大分県地域農業改良普及センター条例別表の改正規定(「直入郡、」を削る部分に限る。)、第十一条中大分県家畜保健衛生所条例別表一の改正規定(「、

直入郡」を削る部分に限る。)、第十七条中大分県屋外広告物条例別表の改正規定(久住町の項を削る部分に限る。)、第十八条中大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例別表第一の改正規定(「

県営下矢倉住宅	竹田市大字君ヶ園
---------	----------

」を「

県営下矢倉住宅	竹田市大字君ヶ園
県営桜住宅	竹田市荻町恵良原

」に改める部分及び県営桜住宅の項を削る部分に限る。)、第二十条中大分県立学校の設置に関する条例別表の改正規定(「直入郡久住町」を「竹田市久住町」に改める部分に限る。)並びに第二十二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十四条の改正規定(「、直入郡」を削る部分に限る。)、同条例別表第二の一の項の改正規定(「、直入郡」を削る部分に限る。)並びに同表の二の項及び三の項の改正規定(「、直入郡」を削る部分に限る。)並びに同条例別表第三の一の項の改正規定(「、直入郡」を削る部分に限る。)及び同表の二の項の改正規定(「、直入郡」を削る部分に限る。)平成十七年四月一日

(経過措置)

- この条例の施行の際、市町村の合併により新たに広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することについて許可を必要とする地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、それぞれ当該地域又は場所の市町村の合併の日から三年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、大分県屋外広告物条例第五条第二項の規定は適用しない。その期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

附 則(平成一七年条例第二八号)

(施行期日)

- この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第一条中大分県屋外広告物条例第三条第一号の改正規定(「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百十一号)附則第一条ただし書に規定する日
  - 第一条中大分県屋外広告物条例第三条の改正規定(前号に掲げる規定及び同条例第三条第二号の改正規定中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改める部分を除く。)、同条例第四条第一項の改正規定(同項各号列記以外の部分の改正規定を除く。)、同条例第五条の改正規定、同条例第六条第三項第一号の改正規定(「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に改める部分に限る。)、同条例第七条第一項の改正規定(「第三条第一号から第四号まで」を「第三条第一号、第五号、第六号、第七号及び第九号」に改める部分に限る。)、同条例第七条第二項の改正規定(「から第五条まで」を「又は第四条第一項」に改める部分に限る。)、同条例第十三条第二項を削る改正規定、同条例第二十条を同条例第二十条の二とし、同条例第十九条の次に一条を加える改正規定、同条例第二十一条の改正規定、同条例第二十七条第二項第一号の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次項及び第三項の規定 平成十七年七月一日
  - 第一条中大分県屋外広告物条例第二十三条の改正規定、同条の次に七条を加える改正規定、同条例第二十五条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同条例第二十六条の次に三条を加える改正規定、同条例第三十一条の次に一条を加える改正規定、同条例第三十二条の前の見出しを削る改正規定、同条例第三十四条の改正規定、同条例第三十五条の改正規定(「関して前三条」を「関し、第三十一条の二から前条まで」に改める部分に限る。)及び同条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定並びに第四項、第五項及び第六項の規定 平成十八年四月一日

(経過措置)

- 第五条の改正規定の施行の際、第一条の規定による改正後の大分県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第五条の規定により新たに広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することについて許可を必要とする地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、前項第二号に定める日から三年間(この条例による改正前の大分県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、新条例第五条の規定は適用しない。その期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 第三条及び第四条の改正規定の施行の際、新条例第三条又は第四条の規定により新たに広告

物又は掲出物件を表示し、又は設置することを禁止された地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、第一項第二号に定める日から三年間は、新条例第三条及び第四条の規定は適用しない。

(経過措置)

4 第二十三条の改正規定の施行の際、現に旧条例第二十三条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、第一項第三号に定める日から六月(この期間内に新条例第二十三条の四の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例第二十三条の規定にかかわらず、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がその期間内に新条例第二十三条の二の規定により登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

5 第二十五条の改正規定の施行の際、現に旧条例第二十五条第一項に規定する講替会修了者等である者については、新条例第二十五条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

6 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略